



やお市政だより

第378号

昭和44年2月20日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

発行所 大阪府八尾市役所
編集兼発行人 総務部 秘書課
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたがたいでまじりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよこびに生きましょう。

市の動き

●20万都市にふさわしい駅前広場をつくろう……………

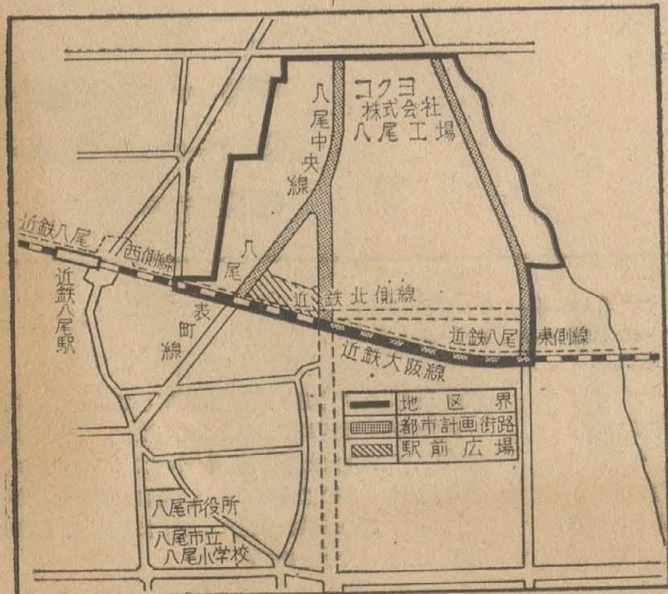
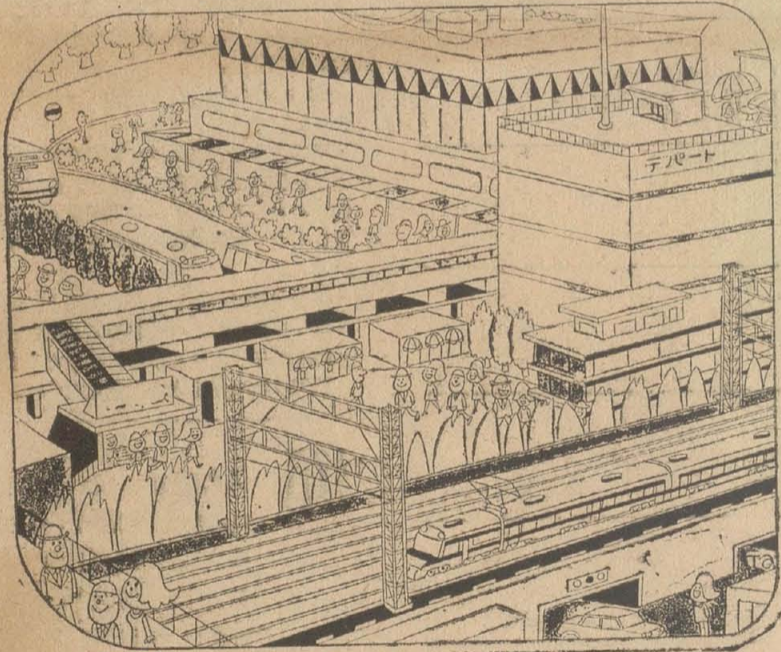
混雑のげげしい近鉄八尾駅をより広く、美しくしようと、駅前広場の建設と駅舎の移転を行なう近鉄八尾駅前整備計画がまとまり、近く本格的な調査が行なわれます。

いま近鉄八尾駅前には約800平方メートルの広場がありますが、1日約5万5千人の乗降客とバスターミナル、通行人、車などでラッシュ時は非常に混雑しています。この混雑をなくし、20万都市にふさわしい駅前をつくろうというのがこの計画のねらいです。

この計画によりますと、区画整理の方法で近鉄大阪線、市道堂振増川線、弥刀上之島線市道八尾表町線にかこまれた33万平方メートルの土地を区画整理し、その中から八尾表町線から東側、近鉄線の北側には1万平方メートルの駅前広場をつくる。現在の近鉄駅ホームを東へ250メートル移し高架駅にするというもので、現商店街へも出入口がつけられることになっています。

実施は来年度から5年計画で行なわれる予定です。この広場が完成しますと昭和60年に約10万人に増加するとみられる乗降客を十分さばく立派な駅前が完成する予定です。

下の地図は
近鉄八尾駅前整備計画図です



●市民税申告の受付は来月15日までです

いま市民税申告の受け付けを行なっています。申告の最終日は3月15日ですから、忘れずこの日までにすませてください。

▽申告をしなければならない人

ことしの1月1日現在、市内に住所のある人で①昨年の1月1日から12月31日までに所得のあった人②給与所得者で給与支払報告書を勤務先から提出された人および税務署へ確定申告書を提出された方は必要ありません。(イ)給与所得のほか土地、家賃、配当などの給与以外の所得のあった人(ロ)雑損控除か医療費控除を受けようとする方(所得税の普通給与所得以外の所得が5万円に満たないときは確定申告の必要はありませんが、市民税については申告しなければなりません)③所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けた人。

▽混雑しますので申告は早めにすませましょう。

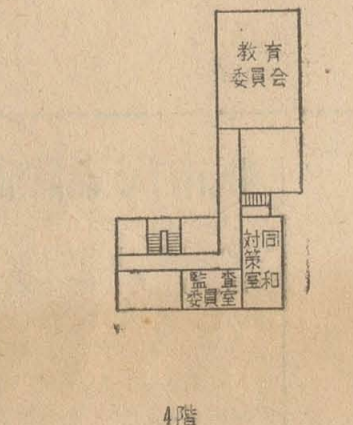
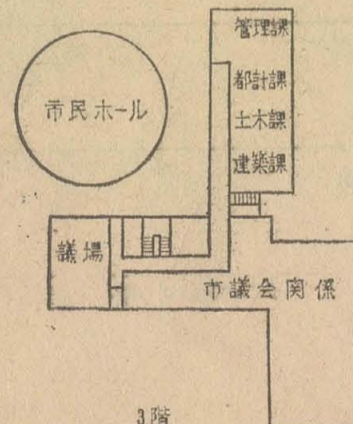
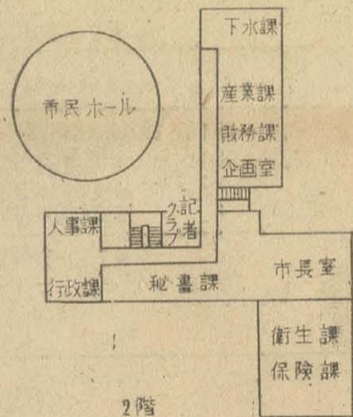
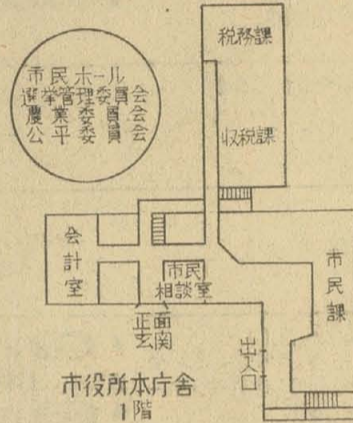
申告書の提出期限3月15日が近づきますと税務課の窓口が大へん混雑しますので、できるだけ早めにお越しください。

申告しなかったときは社会保険料、生命保険料控除などの所得控除をしないで税額を計算しますので、余分な税金を納めなければなりませんからご注意ください。また、3月2日、9日の日曜日も市役所税務課で申告を受け付けます。

●庁舎増築で市民課窓口、各課の配置が変わります

このほど、市役所本庁舎の増築工事が完成しましたので、各課の配置がえを行ないました。各階の配置図は別図のとおりです。

1階の市民相談室、農業委員会、2階の企画室、財務課、下水課の1部は改装などの関係で、配置図通りの移転がはかまっていますが3月中旬には配置図のとおりになる予定です。また2階の衛生課、保険課は増築部分の出入口からしか出入りできませんのでご注意ください。



●火の元点検を重点に春の火災予防運動を行ないます

これから春先にかけて、乾燥した強い風が吹きますので、火災が発生しやすい状態になります。

この火災の発生しやすい季節をひかえ各地で春の火災予防運動が28日から来月13日まで行なわれます。

消防本部では、これを機会に火災防止と、人命事故をなくすため、次の5つの事項を重点に行事を行ないます。

■車両火災の防止 ■山火事の防止 ■家庭の火の元点検 ■旅館、ホテルにおける避難設備の整備と宿泊者に対する避難経路の案内 ■病院、養護施設などの防火管理指導



■期間中に行なう行事

■立入検査

期間中、通常の立入検査と別に、特別立入検査を行ない、車両関係は、駅舎、自動車整備工場、車庫等関係建物23カ所を検査します。

旅館などの火災による人身事故がもっとも大きいので、市内15カ所の消防用設備などの設置を強力に呼びかけます。このほか、病院養護施設など33カ所についても特別検査を実施します。

■防火研修会

工場、事業所などの防火管理者、危険物取扱主任者を対象に、2月25日、26日の両日春日町クリーニング会館で、防火知識の講習を行ないます。27日には、急増する市内の建物を防火上安全にするため、管内の建築設計業者防火懇談会を開きます。

■山火事の防止

山火事のシーズンを迎え、年々入山者が増えているので、造林推進委員、地元青年団の協力で、警告標柱を主要箇所に取り付け、マイク放送で呼びかけを行ないます。

■訓練指導

車の衝突事故を想定して救出救急訓練、旅館などの自衛消防訓練を行ないます。

■危険物の街頭取り締り

危険物などを満載したタンクローリー(油500万円以上、液化石油ガス10万円以上)が市内で1日に約800台以上私たちのまわりを通過しています。このうちの1台でも転倒流出した場合、付近1帯の町は火の海となりますので、3月6日、街頭取り締りを行ないます。

■家庭の火の元点検

消防ポンプ車1個分隊で、市民の方に各家庭の実際の生活様式にあう細かい防火指導を行ない、災害を起こしてはならないという心構えを新たにさせていただきます。



やお市政だより

昭和44年2月20日

2

第378号

市の行事

2/26 (水)	★種とう (小・中入学児対象) 13.30~15.00 用和小、桂小 ★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 結婚 13.00~16.00 /	★防火研修会 13.00~ 春日町クリーニング会館
27 (木)	★種とう判定日 (小・中入学児対象) 13.30~15.00 山本小、北山本小、南山本小 ★婦人スポーツ教室 (卓球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室 (/) 17.30~21.00 /	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★ 家児 10.00~16.00 福祉会館
28 (金)	★春の火災予防運動 ★種とう判定日 (小・中入学児対象) 13.30~15.00 用和小、桂小 ★ 行政 13.00~16.00 市相相談室	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館
3/1 (土)	★春の緑化運動 ★防災の日 ★固定資産課税台帳の縦覧 (市役所税務課)	★選挙人名簿登録申し出しめ切り日 ★清友高等学校入学願書の受付開始 (7日まで)
2 (日)	★市長盃都市親善弓道大会 10.00~市立弓道場	
3 (月)	★桃の節句 ★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 心配 13.00~16.00 /	
4 (火)	★種とう (小・中入学児対象) 13.30~15.00 安中小、志紀小 ★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★出張献血 10.00~15.00 市立病院	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★ 交通 13.00~16.00 市相相談室
5 (水)	★種とう (小・中入学児対象) 13.30~15.00 竜華小、大正小 ★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 結婚 13.00~16.00 /	★少年を守る日
6 (木)	★種とう判定日 (小・中入学児対象) 13.30~15.00 安中小、志紀小 ★婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室 (/) 17.30~21.00 /	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★危険物の街頭取り締り 市内一円
7 (金)	★消防記念日 ★種とう判定日 (小・中入学児対象) 13.30~15.00 竜華小、大正小 ★ 家児 10.00~16.00 福祉会館	★竹淵東幼稚園、願書の受付最終日
8 (土)		
9 (日)		
10 (月)	★ 家児 10.00~16.00 福祉会館 ★ 心配 13.00~16.00 /	

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳を3月1日から20日まで(執務時間内)、市役所税務課固定資産税係で縦覧していただきますので、固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、その家族などの関係者の方は縦覧におこしください。

この縦覧は固定資産課税台帳に登録された価格などをお知らせするもので、昭和44年度の土地、家屋の評価額は、地目の変換、家屋の改築など特別の事情がないかぎり、昭和43年度と変わりません。



柔道協が練習場を変更

八尾市柔道協会の練習場所が変わりました。3月末日まで、月曜と木曜(午後6時~8時)に八尾警察署道場で行ないますので、多数ご参加ください。



予防接種の注意事項

衛生課では、ことしの4月に小学校と中学校に入学される方に、種とうの予防接種を行ないますので、忘れないように受けてください。無料です。

なお、小学校6年生は、当日学校で行ないます。

- ・次のような人は受けしないでください=当日カゼをひいたり、熱のある人。心臓やじん臓の悪い人や脚気の人。病気で衰弱している人。アレルギー体質や伝染性の皮膚病にかかっている人。
- ・接種当日は入浴しないでください。
- ・母子手帳はなるべくお持ちください。
- ・時間は午後1時半から3時までです。日程は行事予定表をご覧ください。



人の動き = 44・2・1 =

人口総数	200,564 (+ 970)
男	101,281 (+ 465)
女	99,283 (+ 505)
世帯数	59,821 (+ 247)

() 内は前月よりの増減です。

注

- 結婚** = 結婚相談 **家児** = 家庭児童相談
- 交通** = 交通相談 **心配** = 心配ごと相談
- 行政** = 行政相談



● 市民意識調査にご協力ください

20万都市八尾は毎年1万人以上の方がふえていますので、市では、市民の生活や市政への関心や要望をつかんで、市民の声を市政に反映させようと、今月20日から約10日間の予定で、市民意識調査を行ないます。この調査は43年9月現在の永久選挙人名簿から無作為抽出で、20~69歳の有権者 700人を選び、世論調査

機関の調査員が 700人を個別に訪問して調査します。調査の内容は八尾市の住みごころはよいか市にやってもらいたい主な仕事は何か、買物はどこですか、あなたのお住まいは借家ですか、持家ですかなど簡単な質問で、この結果を3月末までにまとめて、施策に取り上げていく予定です。



やお市政だより

第378号

3

昭和44年2月20日

お知らせ

●税金のこと

■所得税の確定申告と納税は2月17日からです

ことしも、2月17日から所得税の確定申告と納税がはじまります。個人所得者が昨年1年間に得た所得やその所得の税額を自分で計算し、申告して納税するいわば個人の所得金額の総決算のときです。

所得税の確定申告をすると個人住民税、事業税の申告はいりません。ただし、所得税の確定申告の必要のない方で地方税の申告の義務のある方は、個人住民税の申告を市役所へ事業税の申告を地方事務所へ提出しなければなりません。

▽所得税の確定申告をしなければならない人

昭和43年分の所得金額の合計額が基礎控除額とその他の該当する諸控除額より多い人。

給与所得者のうち次のような特別の人は申告しなければなりません。

(イ) 給与所得金額が500万円をこえる人
(ロ) 給与を1か所からうけている人で給与以外の所得がある人
(ハ) 給与を2か所以上からうけている人
(ニ) 災害をうけた人で源泉徴収の猶予や税金の還付をうけた人。

一度に納税が困難な方は延納制度を利用してください。第3期分税額の半額以上を納期限までに納付すると5月末まで延納できま

す。

また、納税は手数のかからない振替納税を利用しましょう。第3期分の納税は一度の手続きですむ金融機関の預金口座から自動振替で納税できます。税務署の納税貯蓄組合の係へお申し出があれば、一切の手続きをしま

す。▽還付の手続きは2月中にすませてください。

給与所得者や外交員等の方で還付をうけられる方は早めに確定申告書を提出してください。

●融資のこと

■中小企業向け事業資金の融資あっ旋をしています

産業課では、中小企業の皆さんに事業資金の融資あっ旋を行なっていますので、希望者は産業課商工係へお越しください。

▷中小企業長期設備資金

融資額＝1事業者に500万円(組合は700万円)、期間＝5年以内、付帯運転資金＝1事業者につき300万円(期間は2年以内、貸付

利率＝日歩2銭3厘、受付＝2月28日まで

▷小規模企業事業資金

融資額＝1事業者に無担保で150万円と担保付で150万円、合計300万円以内(組合はその倍です)、期間＝設備資金と金額50万円以下のものは3年以内、その他の運転資金は2年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘、受付＝2

月28日まで。

▷一般小口融資

融資額＝1事業者に200万円以内(組合300万円)、期間＝運転資金18ヶ月以内、設備資金36ヶ月以内、受付＝3月末日まで。

●ごみのこと

■ごみ収集は毎週決まった曜日にお伺いします

清掃課では、昨年10月からごみの週2回どりを行なってきましたが、今月から定日収集を行なうことになりましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

収集日が国民の祝日や、作業に危険がともなうような雨降りで中止したときは週1回どりになりますのでご了承ください。なお、年末年始などは特に変更がありましたら、別にお知らせします。各地区の日程は次のとおりです。

■地区別の日程表

【月・木】

山賀町1～6、新家町1～8、楠根町4～5、泉町1～3、小畑町4、山本町北5～8、福万寺町3～5、東山本町8～9、山本町南1、小阪合町1～4、西山本町1・3～5、山本町北2～4(1部)堤町1～3、緑ヶ丘5(1部)旭ヶ丘1～2、桜ヶ丘1～3、若草町(団地1部)本町5(1部)本町7(1部)東本町5、光南町1～2、清水町1～2、陽光園1～2(1部)北本町1、山城町1～2、佐堂町1～3、久宝園2～3、久宝寺2～3、東久宝寺1～3、北久宝寺1、上尾町

山本高安町1～2、高安1～4区(近鉄高安駅東側住宅)郡川、恩智(1部)服部川(1部)植松3・4・6・8、安中住宅1～3、東太子1～2、南太子堂4～6、南亀井町、跡部南ノ町、太子堂2・3・5、亀井町(1部)跡部本町(1部)竹淵(中町、相生町、新町)大正住宅、木本、南木本、中田、刑部住宅(1部)弓削(1部)二俣(1区)東弓削、天玉寺屋

【火・金】

本町1、東本町1～2(1部)荳内町、若草町(団地1部)南本町1～6(1部)北本町2、本町2・4、宮町1・3～6、山城町4～5、美園町、末広町1～2・3(1部)陽光園1～2(1部)柴町1～2、波川町1～5(1部)萱振町1～6、緑ヶ丘4(1部)山本町南3、西山本町2・6・7、東山本町1～7、東山本新町4～5、福万寺町北1～6、福万寺町南1～6(1部)南小阪合町、久宝寺1、北久宝寺2～3、相生町1～3、旧安中、安中町4～7、植松町1・5・7、太子堂1・4、旧植松、南太子堂1～3、亀井町(1部)跡部本町(1部)竹淵(元町、大門町、河原町)太田(1部)北木本、幸町

2～6、山畑、大窪、千塚、服部川(1部)恩智(1部)神宮寺、都塚、二俣(2区)刑部住宅(1部)弓削(1部)老原団地

【水・土】

本町3・5(1部)6・7(1部)東本町1～2(1部)3～4、南本町7～8・1～6(1部)北本町3～4、光町、宮町2、高町、波川町1～5(1部)明美町1～2、松山町1～2、山城町3、楠根町1～3、萱振町7、小畑町1～3、長池町1～5、山本町北1・2～4(1部)山本町1～5、山本町南2(山本団地)4～7、東山本新町1・2・6・7、福万寺町南1～6(1部)上之島町北1～6、上之島町南1～7、青山町3～5、安中町8～9、植松町2、春日町1～4、永畑町1～3、亀井町(1部)北亀井町、跡部本町(1部)跡部北町、竹淵(小畑町、竹屋町)久宝寺4～6、神武町、八反地町、末広町3(1部)4～5、太田(1部)沼、若林、幸町1、桂町1～6、高砂町1・3、垣内、教興寺、黒谷、大竹、水越、神立、楽音寺、刑部、八尾木、八尾木南住宅、弓削(1部)田井中、老原、南老原

●火災のこと

■小、中学生のアンケートがまとまりました

消防本部では、昨年の秋の火災予防運動で市内の17小学校の4年以上の児童、9中学校の生徒合わせて約1万4千人に消防アンケートを行なっていましたが、このほどその結果がまとまりました。

このアンケートは市民に防火意識がどの程度浸透しているかを21項目にわたって調査したもので、これによりますと、

「防災の日」については37%と比較的浸透していたことがわかったが、ごんごは具体的な目標を示し、さらにこの運動を盛り上げる。

「防災の時間」は10日に1回の割りでは広報車が回っているが、ごんご広報する時間をもう少し早くする。

「おやすみ前の火の元点検」は非常によい結果がでており、住宅火災の減少に大いに役立っているようである。ただ地区別に見ると密集地域で結果が悪いのが残念であるが、多人数が起居するところでは、あえて、点検の必要がないのかもしれない。

「消火器」の保有率が50%を超えるのは予想外で全戸に消火器が備えられるのもそう遠いことではないと思われる。

「バケツ一杯の水」は「していない」「しないときもある」が64%で、未だしの感があ

る。

その他、「家庭の電気工事」などについても素人工事が多く、この追放のため防火診断を年に一回は必ず実施する方針。

以上、次のとおり有益な資料を基にして防火体制をとりますが、今回のアンケートの結果、比較的新興の住宅地で良く、密集地域ではあまりよい結果はでていないのが目立っていました。

【問1】毎月1日は「防災の日」です。

・知っている 37 ・知らない63

【問2】毎日午後10時は「防災の時間」です

・知っている 53 ・知らない 47

【問3】午後8時から10時まで、消防の広報車が市内をまわって火の元点検をよびかけています。

・聞いたことがある 48 ・聞いたことがない 52

【問4】おやすみ前に火の元を調べていますか。

・母がする 62 ・父がする 9 ・みんなでする 16 ・しない 7 ・その他 6

【問5】消火器がありますか。

・水の出るものがある 7 ・あわの出るものがある 19 ・粉の出るものがある 8

・わからないけどある 17 ・ない 49

【問6】火を使う場所には、バケツ一杯の水をいつも用意していますか。

・している 23 ・していない 43 ・しないときもある 21 ・かわりに消火器をおいている 13

【問7】赤電話に10円を入れて119番がかかりますか。(正解はかけられない)

・かけられる 69 ・かけられない 31

【問8】ふろをたく時、もう一度水が入っているかどうか見ますか。

・必ず見る 48 ・見ない時もある 15

・見ない 5 ・家でふろはたかない 32

【問9】家の中の電気配線は。

・家のものがやったことがある 45 ・いつも電気屋さんによってもらっている 55

【問10】家の中で、プロパンや石油などの燃料をもっていますか

・もっている 59 ・もっていない 41

【問11】火事をおこしそうになったことがありませんか。

・ない 79 ・あったが水で消した 13

・あったが消火器で消した 2 ・あったが近所の人に消してもらった 1 ・あったが他の方法で消した 5

市の話題

見通しの悪い所にカーブミラーをつけました

土木課では、このほど見通しの悪いカーブや十字路での交通事故を防止するため、市内48カ所にカーブミラーや「学校あり」の交通標識を設置しました。

これは、最近の中央、外両環状線の一部開通により市内の道路は車でいっぱいになり、交通事故が続出しているため工事費106万円で久宝寺小西側や八尾中付近など、市内の交通危険個所にカーブミラー27、交通標識21を設置していたもので、狭い道路での交通事故防止に役立てられることになりました。



不要の古い農機具を集めています(教育課)

市教委では、青年団の協力を得て教育センターで使われなくなった古い農機具の保存をはじめました。

現在の農業は機械化が進み、脱穀機やバインダーなどが使われ、すきやもみすり機など昔から使われてい



た農機具は納屋や庭の片隅に捨てられているようです。いまのうちにこれらの古い農機具を保存して発展の過程が分かるように分類して、センター内に展示しようというものです。

市教委では、いま集まっている農機具は種類も少ないので、いらなくなった古い農機具をお持ちの方で、提供していただけるものがありましたら教育センター内社会教育係(TEL 23-5101)までご連絡ください。

史跡一里塚の松を植えかえました(垣内)

史跡、一里塚の松(垣内 294)がこのほど地元の青年団の手で植えかえられ、地区の住民に喜ばれています。

これは、旧東高野街道(国道170号線)の垣内地区にある一里塚の松が昨年枯れてしまい地元の住民をガッカリさせていました。これを見た松村匠さんら垣内青年団の青年たちは「市の史跡がこのままではいけない」と話し合い、2万円の資金で高さ3mの松と「一里松」と書いた石碑を立てたものです。



八重桜40本を校庭に植えました(曙川小)

「学校を美しくしてください」と桜の木40本を、今月15日、曙川地区福祉委員会(柏本市松会長)が、曙川小学校に寄贈しこどもたちを喜ばせました。



これは、この小学校が昭和42年に移転新築されて以来校庭に緑が少なく、殺風景なのを見かねた柏本さんが委員会で話し合い、高さ1mの八重桜をプレゼントしたもので、この日、こどもたちは、クワやスコップなどを持って校庭のあちこちに桜の苗木を植え、花が咲く春を待ちかねていました。

しあわせを築く道

同和教育の手引 ⑩

3世紀には、大和国家の発展につれて、身分差別が激しくなりました。大和国家の支配者は、天皇家をかしらに物部・大伴・蘇我・中臣などの族長たちで、氏人・部民・奴婢を従えていました。

部民には、一定の職業にたずさわる品部と、天皇家や豪族の私領地を耕作する農耕部民とがあり、平民ではありませんが、奴隷よりましな地位にあって、家族生活を営むことができましたが、主人の所有物として、贈り物にされたりしました。奴婢にいたっては、家族も土地ももたされず、その主人は生殺の権利さえもっていました。

西暦645年、蘇我氏もたおれ大化の改新によって、全国の土地と人民はすべて天皇のものとする「公地公民」の制がつけられました。一部の部民は廃止されましたが701年に定められた大宝令によると、品部や雑戸といった特殊技能をもつ部民は、なかば賤民としていやしまれていました。

さらに新しくつくられた法律によると、国家制度として、はじめて「良」と「賤」の身分がつけられ、公民と品部・雑戸は良民、官戸・陵戸・家人・公奴婢・私奴婢



たちは賤民とされました。賤民は家ももてず、自由結婚することもできないばかりか、売買さえされ、良民に殺されても、その良民は杖で打たれるだけの罰ですむといった、ひどい扱いをうけました。

690年ごろ奈良の都づくりには、身分の低い、貧しい人たちがひき出され、きびしくみつぎものを取りたてられ、民衆は、餓えと病気に苦しめられました。ついには、その苦しみに耐えかね、年々主人の家から逃げ出すものがふえてきました。土地を捨てて逃げることは、まずしい人たちの最大の反抗でした。数千人がかたまって都へその苦しさを訴え出たりもしました。朝廷が東大寺をつくったり、各地に国分寺をたてて、ただ平安をいのったものこのころです。

民衆の苦しみはつづきましたが、こうした民衆の抵抗が、律令の政治をくずして行きました。やがて8世紀の中ごろになると貴族や大寺院、大神社は逃亡した人たちをつかって、次第に自分の私領地を開墾し増やして行きました。こうして「荘園」ができ、公地公民制はくずれ京都に都が移る8世紀末には、律令制は急速におとろえ、古代賤民制もまたくずれて行きました。